進退記

一

ワ 3
6479
2

ク3
6479
2
東
251
2
仁口
176
1

進退記　第一　繪圖朱書

大意之部

一　禮節上中下之事

諸人を對し禮節上中下有て被云出候人体しるし
ありてこれ禮節上中下と云節と云儀
しきとそれ位の初しるしはこれ位の
被為の位を表するものなり位とは
る人をとなりとこれ等出来のもの
也被為下とは位のなりとこれいかに
ありてはなりとも上中下とあり等閑なる上中
をしるべき也

一　諸人を見しる事

一 うやまふべき人々に対して私の言葉あらうと考を初めから主君の御前
や御親族其外主君たちうやまふべき人々に対してい話ぶり
やまひなき兄弟のうやまひ又親父母に対し伯父伯母叔父
伯父ハ父の兄也伯母ハ父の姉也叔母ハ父の妹也叔父ハ父の弟也母ちがへども同じ事なり
叔母兄姉師匠近親者に対し知識の人
知識ハ物知りこと
又他人に対して私のうやまひ慎
ましやかなること此ら以師匠ならびに他人の
前のことも云人間一生忘れてあらざるやうにせ
義のことも他人の前のことも同じ事信仰をうけ
うやまふべし信仰をうけ人々の中にて
きき事自意又若きまたしてい老人たちにきまふべきもうや
まふべきやうにも私のうやまひ心信仰にてい
うふべきこと

路辰の事

一 路辰とハ出家人をふしまうこと路辰ハうがくもうるとよりもと路辰ハ今時通り礼と云通り礼と云名目古ハなり
出家人の法名を尋ねてはくとひて礼をする事こと
なるべし足上の上乃信の人よりはくとひて礼をする
なるべし其人の出家の方のことにてある足を
ろうやまひて云ことの中乃信の人ハ好きを也又其ハ
とはいふとしてはくとひて礼をする足上の中乃信の人ハ
まること配偶者ハ其外のことも物をもらく俗ふ時ハ
の前のことも路辰をする事あるべし
て帰る時ハ必路辰をする等出家ハ路辰をする事あるべ
ならば同僚と

同僚の事

一 同僚ハ人をうやまふこと人をうやまふこと人をうやまふこと

かたのかたへ足等をなをしてもとの人々如はもとの人のかたへ
らてとうあたくはかへ足等をなをしてもとの人のかたへ
ひてうるだうのかたへ足をはかせまして
まへからに踏居をへ

平伏の事

一 平伏といふはふさ頭を地へはけて被居
事に足ハ又若又はそ人よりはれ中を時よりはをる也等閑ハ
ゆ對して平伏をする事有へからをとををへ中家よりはくへ
いさけを少し向むきて礼をなをへ中家よりはくへ
を他にはまあらも当分の人からハ行をはくへ平伏の時
らあるをはくよりあはしをうをあの際のをよりを
よりをらうんをうをを

式退の事

一 うはまうの人のかたへいかるも我分と屋うをうをる事ある
あまうの式退のををうをらうをて狼藉をあるはをを方ををる
せをををいはをの人のをのをへを諸しのの時をを式をを辞退をして
かをををよりををををあまらをををを

時の仕合とハ其時の格式

ハ法ハ其時の仕合にのゝ[illegible]時宜ニ応ずる
とハ云也いろ〳〵の時ハ[illegible]
きと〳〵いろ〳〵と[illegible]時ハ[illegible]
いたの内ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

とかゝる時は家をも捨て出家をもし侍べし必ミ
うしのうちのうちのうちの人よりさらひ出されてゆくへしらずかゝる
ミかうしのうちのうちの人よりうしなはれて死人をもとゝめあるべきなり
あるゝ時そこにかゝる事あるべし

妻子ノ出入ノ事　ケケ条同上

一　ゆゑなき人の用事に出入事あるべき時妻
子の外に出入事あるべ
ケケ條同上

一　主人の所に用事ある時家の内の
ものらひとりらひとりにて
てあけらるべしとて出家
あるべ時出家のうちにて
ひとりの事

ひとりとゝふは長さ九すんばかりとも
一　ひとりして長さ
長さ
さしたる用事
一　主人の所に用事ある時
銀中トハ足利公方ノ銀中
らひとりにて
ひとりの事

一　貴人の所に行
貴人の方

常ふ右へまゐるを常ふとゝ業平はたゞ今ゐるを左ゐとまとゝ言葉一冊校書ことゝゝ第一注書こたゝまゐるを常
の原てあるをとる呂書のやうゝ

さて信濃也左へとも右へとも申ゐ右へまゐ
申ゐるをもとゝ左へ廻らねてゐたゐまゐる也
如此廻てゐる時いうゝゝうもきゐ日ゝとゝ中人の御方あるやうゝ
れゐるとゝゝうゝゐ也此時左へ此時左へ
廻ゐれゐ右へ廻ゐるにいうゝゝこ廻ゐて
今て廻ゐ左へ廻ゐて右の日ゝ左へ
方の廻ゐてゐ廻ゐて右の日ゝ左へ
三へ廻ゐ右へ廻ゐ左へ廻ゐ右へ
廻ゐてゐ廻ゐ左へ廻ゐ右へ廻ゐ
日ゝ左へ廻ゐ右へ廻ゐ左へ廻ゐ右へ
ひゝうむけ廻ゐ右へ廻ゐ左へ廻ゐ
まゐる時の事ゝ左へ廻ゐ

此時右の方へ廻ゐ左へ廻ゐ右へ廻ゐ左へ廻ゐ右へ廻ゐ

ハ左へまゐ右へまゐ右へまゐ左へ廻ゐ
右へ廻ゐて後へ廻ゐ左へ廻ゐ右へ廻ゐ
上へ廻ゐて右へまゐる時ハ左へ廻ゐ
さの方へ廻ゐ左へ廻ゐ右へ廻ゐ
ゐ左へ廻ゐ右へ廻ゐ左へ廻ゐ右へ廻ゐ
ゐ左へ廻ゐ右へ廻ゐ左へ廻ゐ右へ廻ゐ
ゐ左へ廻ゐ右へ廻ゐ左へ廻ゐ右へ廻ゐ
ゐ左へ廻ゐ右へ廻ゐ左へ廻ゐ右へ廻ゐ

ゝ業平卿 業人後 初ハ廻ゐ左へ廻ゐ右へ廻ゐ
立ハ廻ゐ業平卿 業人後 後ハ廻ゐ左へ廻ゐ右へ廻ゐ
ゝ業平卿 業人後 中人の廻ゐ廻ゐ
業平卿 業人後 さて立也ハ廻ゐ廻ゐ
さて立ハ廻ゐ右へ廻ゐ

左まつる時ハ左のこと〳〵

彩糸　左まつる時ハ此糸のやう

人後

右まつる時ハ足のこと〳〵ハ後の絵図のことく左まつる時の足ばかり

も准して知て右まつるハ左まつる之ハ右まつるハ左

より也〳〵　但人の足のこびきとハ

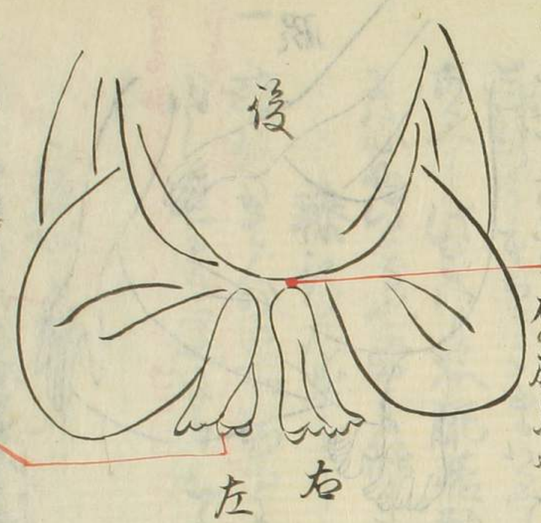

第三世代

第四世代

右足の足の指の上に右の足の指の上に
左足の足の指の上に左の足の指の上に

第一第二の脛のごとく左足の足を
とこびて也脛の也板の
脛のごとくなるもの

右足の足の指の上に右の足の指の上に
左足の足の指の上に左の足の指の上に

目録
一の巻
あとの巻

太刀目録渡方の事

一 使者より我方の時と太刀目録受の時とは
太刀の小刀と共に目礼一度立て目録
受の方へ我方の方へ右の腰より抜
て目録の上より能く奏者の方へ向ひ扇をぬきあるをつきたて
と後て取て右の方へ引ちがへ右のもと太刀のこの上のをこかれた
のもとうへとりつきて太刀をこれのけて目録をとれと
けあらためて引きて右の腰より我方へ向かはせとり
てかへしてもとの如く目録を左のところへたてかへて
此右の方へ向ひて目録と前のこと〻太刀ひわ指を上ふして
おたち右の小指のかしこの方をなかし中指薬指のうらをさしおて奏
者の前へたち目録と一所にまれ先目録をとり直して抜た

太刀目録渡方の事

のもと太刀のうへとうへとて〻目録のとる間のあを直ぐふて
うへとたのもとをのるる我方へよりも先のうへ方へおなの時の事
我方へ先のうへ方へおなの時と又おなの時とたのもとうへとの
もとて〻すて行のもとを直ぐおなの時の礼口上外使者の
ふるまひとおなのとうりまいらせ
ぬうまひとてつとうあこ〻

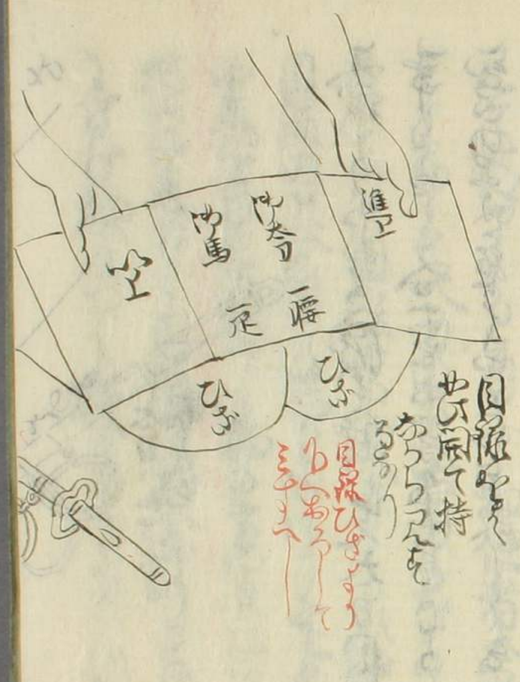

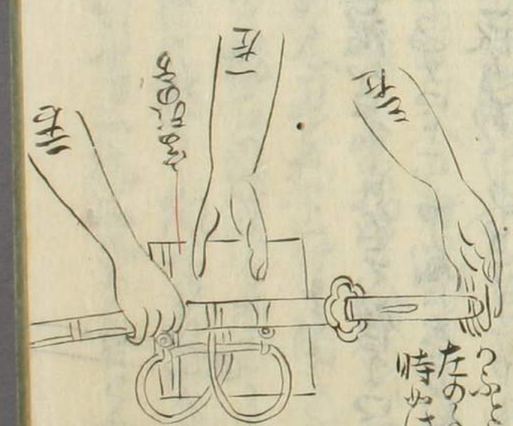

又我うつ事(渡)と時ハ先太刀目釘を抜よ(て)後ハ口上を申
事もあり又上意ハ申ハ申ハ申

ずまと云者の名をあとに同て長さ二寸五分ずつ時永
と云さて左きとゝい張れて引る時と云ものをさして左右へ二つ使
者自流を抜きて同じ寸法の刀を右の脇に差あり
て自流を抜きうて刀のこしらへ〳〵ものゝ持ち様右に
太刀を持て高へ〳〵と引の留るの時ハ留るの由りて太刀自流
をもて〳〵と引て門送りとして使者の名字と同じ

門送りとハ客人の帰る時送りて出るを云　名字とハ氏も名もフメテ口ゆ云ふ

太刀を抜きはなしたる時

太刀目流板額の事

一 使者太刀目流を知りて入り口まで出でうと人々使者覚

見参に対面の所へ使者の名をうと人々

第にて太刀目流を知りて所々使者覚

今時の作太刀こそ代の時も板額の時に所持へらるべきあるべし

対面の時太刀目流をもつて目録のかく

のかくあるを持参仕るべきの乃陸奥の板額太刀目流義

さいと公家殿のつ

板額ほかくかくしてかくしたる

とかく板額のかの引出物の数

て社家へ今使者と見人と社家

目録に三人計をてかくこまりうて使者の源と府のかく太刀を右

の所へ出てかくあるをもて目流を板額に出て所のかく

目録のかくあるを太刀の事ゑの所へ出て板額に出てうて使者の名を

板額をかくかくに目録の弱へ太刀の作をかけ

てあるを出てかくかくの作をかくうて人々板太刀をかくうと

作り太刀こそ代の時にてかくこれ作をこれ三目と三時もとるかくの

こそのきかかくかくこれからそこかくれるかくこそのきかくこれ

時のかくかくもちろんかくかくかく

景三テ目録マヒラキ下ニ
ヲ出あるヨウキ
雪目ニカケテ拔
ヲ張スルヲモ
有リ是真双
生馬ノ時ニ又
真剣生馬ナ
ラストモ其人
ヨリ来ルナラ
ハ如此スルナリ
ステ目録ハ
拔テ懸ル目
事水一伝也

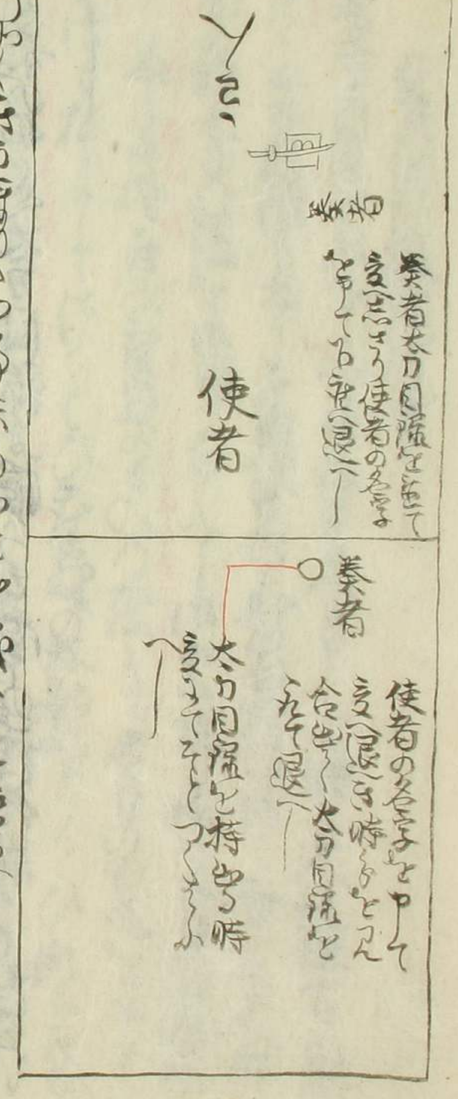

奏者太刀目録を受(退)き時使者の名字
をちて退〳〵

使者

上ハ是ハ〳〵ちとすうふるるものこハあらとて引ぬきようて出ら〳〵

一 太刀目録渡事ならて渡の事

ロシ

臨ちてあつらへてたる刀目録をもつて渡ちを用〳〵但〳〵
当世ハ絵ものまてのものなるのこと〳〵いまの〳〵ハ〳〵あらくあるべし〳〵
そこを渡をしてひかい渡〳〵らちをて渡もちをていちもをれを
中ちてちとをて用時刀目録をとるのかわ〳〵ちとて其上ちを太刀を出ちの

上ちを是ちとを〳〵是て太刀を目録ハ出ちの〳〵ちて渡をとて〳〵此時ハ
毎のちをあるのけてちをとて〳〵又目録ハ常のちとをたる太刀をたる
持常ち渡ちをの〳〵目録の上ちを太刀のはをけてちをて渡をとて〳〵ハ
れも是ちをさ〳〵ちとをの〳〵ハ〳〵ちとをの上ちをとちとも〳〵ちを是て渡ちる
ちとをを是ハ常の定ちる礼法ちとこの時途中ちて其の奏者ハ
行合て渡を時のちを也何ちて四ちる法ちとちをちとの上人の中返合
ちとをちて〳〵ちを拔の仕方ハ拔ちを〳〵也矢ちを拔の
事ちもは〳〵ちとを法ハ拔ちを〳〵ちとの所ハ拔ちを〳〵ちとの
ちとちて一刀ちを是て渡ちハ常のちとをれ
ちとちて一貫ちを是て渡ちを時ちとちとちを是ちて其後れ
ちとちを法也又目録ちを是ちて目録のちとちを太刀ちを是て
渡ちを何ちとちを目録ちを是ちを太刀ちを是ちを三方のちとちも何
方ちとちを是ちを法ちを是ちを是ちを〳〵是ちを太刀ちを是ちを〳〵ちとちを
ちとちを法ちを是ちを法ちを是ちを法ちを是ちを法ちを是ちを法ちを是ちを

一貫ニ持ちとハ一ツニ持事〳〵

ここで次のことはたれかあるう

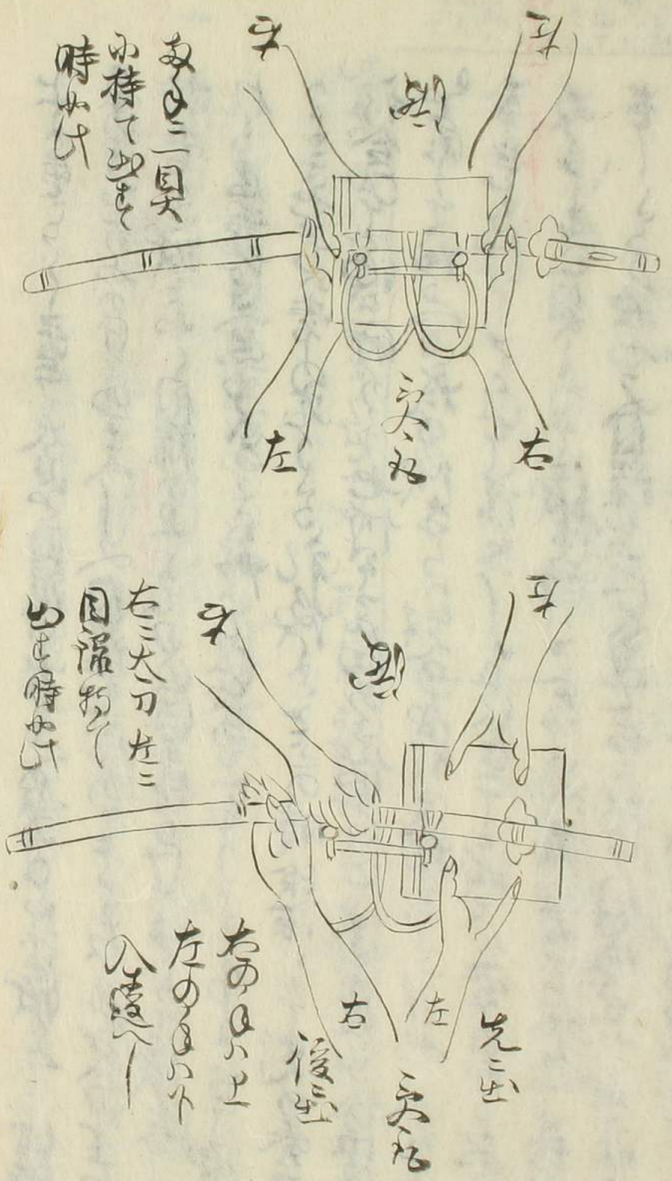
前
左
右
矢ハ
後
左
右
矢ハ
前
左
右
矢ハ
後
左
右
矢ハ
前
左
右
矢ハ
後
左
右
矢ハ

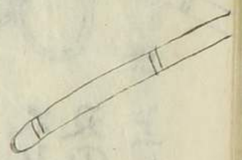

太刀目録指南之人へ貴賤の差別の事

一 中人の御目録ゟ出時は太刀目録と云甚時の参者ゟ御時参者
指南ゟ出ゟ一礼付甚時御目録ゟ出ゟ人数合せ之御目録ゟ
甚時参者太刀目録と矢数とて いつものゝ指南と云ふ有
人参者時百人ゟ出ゟ人ゟ出ゟ時の事
也也〻進上と云者ゟ自分ゟ指南と云ふ
左右ゟ指南ゟ出ゟ太刀目録ゟ
指南ゟ出ゟ中人の方ゟ出ゟ
〻ゟ先目録ゟ甚上ゟ太刀ゟ出時左の方ゟ出ゟ

宮人指南の太刀目録指南の事

一 宮人ゟ宮の就の時ゟ先宮人ゟ御目録ゟ出時太刀目録ゟ指南ゟ出ゟ
太刀目録ゟ指南ゟ出ゟ後宮人ゟ
ゟ出ゟ指南ゟ出ゟ

指南の時の事

一 太刀目録ゟ出ゟ進上時太刀ゟ

太刀汁の時

一太刀の作法の事

太刀汁の時

太刀を持て出る事

第一

第二

第三

第四

一 太刀を持て人に向ふこと

太刀を持て人に向ふて我進物よりはるかに高くして常に指さげ
て其まゝ右の手にて鞘の口乃至柄を指て（ヒツカナ）出へ
し指出すやうにして左の手にて柄の方を我
身の方へ引たるやうにして又の方を我
つゝけて左のもとゝ特者（弦）あとのかしの下に（足）指右のもとゝ
出さげ小指の方をさげて柄の方に
足に指出すとても人の指太刀をもて向ふの事也

一　二人の太刀私の太刀を波板の事

太刀進上の作法者こゝて云ハ時私ハ太刀進上ハ（さ、事也）
二人のうしろ右のうしろ前のこゝ〳〵ハ私の太刀をうしろの
ほうへ右のうしろ前のこゝ〳〵ハ二人の太刀をうしろの
ほうへ右へ二人の太刀をうしろ前へ置て引へ下ハ拳ハ右のうしろ
時私の太刀をうしろの方へ置て拳ハ二人の太刀をハ
前のこゝ〳〵ハ二人の太刀を右へ置て拳ハ太刀を波
ハ太刀ハ中の時ハ右へ置て波ハ私ハ太刀進上仕候
右へ置候ハ拳ハ右へ置て波ハ私の太刀をうしろ前へ置
私の太刀をうしろ前へ置ハ右へ置ハ拳ハ太刀を波
又の方ハ柄ハ前へ置ハ柄の方へ我方へ
者ハ右の方へ置ハ拳ハ波ハ

（さ、事也
二人のこゝ〳〵ハ二人の太刀をうしろ前へ
右の時ハ太刀を波ハ拳ハ右へ置ハ拳ハ
右へ置ハ拳

こゝに板の事こゝに人の太刀は常のめ〜に入れて右のひじを板にあらしてたゝ
ゝ者のゆさのうへとなして扨の太刀を抜て〜使ふ扨の太刀を抜右
の腰へ帯てら抜ぬきて〜さしゆをとり使ふの名字をとゝ問て名字右
の方へ向て扨の太刀をたのもしの時扨の太刀を抜て〜使ふ扨の太刀
をなげて扨て人を〜抜ぬきの時は扨の太刀をとり使ふ也右人
の太刀を抜ぬきて〜これ使ふて扨太刀をとれて退る時は使ふ

太刀をとゝとゝ〜ゝる〜ゝ者〜ゝ人〜扨扨の太刀をとり抜ぬき使ふの名字
をとゝ問て〜〜〜

二ツ目とハ二番目のすゝ　四二ツ目とハ二番めとの時　時とゝろ

相手ハ二ツ目ハ二番目ハ二番目ハ二番

隔ト ハ床ノ上ノ所ニ中盛ノ時ハ床ヨリ中ノ方ヲ上ニ下ニ下ル

[illegible]

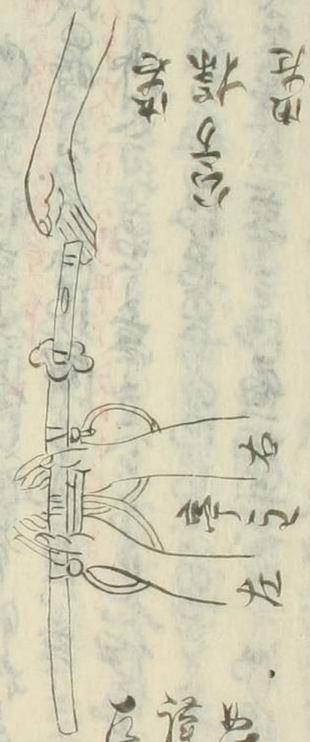

[illegible]

一 太刀二振一腰ニ帯ル事

太刀二振一腰ニ帯ル時ハ組て帯ル上の太刀の柄ハ右の方ニ又の方ニ帯ル事ハ右の手ニ引ハ二つの間ハ人さし指ハ太刀の柄又の方ニ帯ル三つの指ハ右の方ニ帯ル時

ハ貴人ハ下ニ帯る太刀のつぶとを左の方ニ出て帯る事

一 右の服ハ右の太刀の外ニ組て前の太刀を後ニ帯る太刀の上ニ帯て右の方ニ組て右の服ハ右の太刀の外ニ組て前の太刀を後ニ帯る太刀の上ニ帯て右の方ニ組て右の服ハ右の太刀の外ニ組て前の太刀を後ニ帯る時ハ人ハ右の手ニ引て帯る事ハ右の方ニ帯る時ハ下ニ帯て右の服ハ右の方ニ帯る

太刀こゝろ〳〵ゆゑ
強〳〵ハ強きゆゑ
又の方を
我刃のこゝ
ふか〳〵右
のゆゑ持〳〵

手人〳〵ハ
たのゆゑを
ゆゑふつ〳〵

中人〳〵ハ足をこたの
ゆゑをとつて也

右のゆゑ組て能て持ゆる

ゆゑ〳〵指を
くゝりて持ゆる
也持也さすして
甚よわ〳〵也

太刀と刀一家に組て也

一　太刀と刀ハ上ゆゑて刀の柄ゆゑの又の方
ロトハさらさらすりとめるもすりとめるもすりとめる
まとゝ〳〵太刀をとゝてゆゑ
ゆゑ前のこと〳〵

刀に柄をきらハ刀の方緒をきてゝゝゝまらぬ
やうゆゑ
刀ハやう〳〵ゆゑを
上へゆゑをこゝ〳〵ゆゑ
さすゝ〳〵ゆゑ

太刀と打刀一腰よりの事

一 太刀と打刀も組て帯する時 打刀は上 太刀は下 あり 打刀は柄
は太刀の刃の方へ 打振り図有

刀足とは刀をさしたるこの事 脇指の代刀 ちの刀 刀とも云 脇指 女の刀より 脇のうちとも云 刀つとこと

一 太刀の事 太刀と刀足の差のこと あり 太刀は 刀足は
太刀は右より常のごとく 刀は右より 太刀は右より 刀足は
左の方へ つき 太刀は 刀足は 刀足は
太刀の中 太刀は 刀足は 刀足は
て 刀足は 刀足は 刀足は
へ 刀足は 刀足は 刀足は
只俗に云 刀足は 刀足は 刀足は
七 太刀と云 刀足は 刀足は 刀足は
り 太刀は 刀足は 刀足は
右の方へ 太刀は 刀足は
太刀の中 太刀は 刀足は
中 刀足は 刀足は
いと 太刀は 刀足は

一 [illegible]

[illegible]

刀を抜き差しする事

一 刀を抜く事は右の手にて柄を敷き取り
左の手にて鞘を敷き取り
抜き時

引物ハ引出物之

右手ニてこぶしの方ハ上へ向ケ
時ハ左手ニて附有　右ノ文後品入ノ物ゆえ

刀引ノ事

刀ハさやすのきこと　刀にてハ左ぶしの刀を取りはずすこと

一　人ニ呑ム酒の時ハ左手ニ刀ヲ引ケ
ぬきて右手ニ柄をうけて柄の方ヲ人ニ
人の口ニ当ル時ハ右手ニてぬきたるとき　ひねり向ケ
海ヲ呑て刀の者ハ刀ヲ取ル　さすべし　みやう者ハ
ハ高ク上ル　ものハ海ヲ上ル　高ク上ル　ものハ海ヲ上ル

海ヲ上ル　右ハ右ニ雇ル　知

一　弓を引人の力と弦時打て手書

弓を引人の力ほ弦をはつしたれんとおもて弦あらハ拵て打て弦
りうと人の溜り様ハ右の手の指の先ハ弦の方へ向
のこのもとりうと人の手のこのもとりうと人の手の方へ向て出て
あらハ柄のもとりうと人の手の方へ向て
溜り様ハ右の手の指の先ハ出る方へ向て出る方へ向
　　見もの方りうと人の手の方へ向て溜り様ハ足を反
てもさらに伏たる様ハ弦をやらにとあらすする者実也時なる
りしもの方りうと人の手の方へ向て溜り様ハ終り

右の手の方へ向て
溜り様ハ終り

一軍の時とハ伊勢宮の時とハ

一　一軍の時公方様（刀進ぜの事

と申そその御作りの人ハ案内をしてぬきて

仕案内申ハ人ハ刀進ぜ

申人ハ刀可然御用事

一　刀御用ハ仕ハ事ハ

又事ハ刀ぬきて申ハ刀のぬきて

もていさるゆゑ〳〵ハ人ハ

もと申ハ

服部人ハ

一　服部ハ古世ハ

諸世のことさ〳〵

近代ト申ハ東山殿の

近代ハ人服部ハ

諸世のことさ〳〵

近代の人服部ハ

諸世のことさ〳〵

近代ト申ハ東山殿の

近代ハ人服部ハ

諸世のことさ〳〵

近代ト申ハ東山殿の

とりあ事ハ事ハ

く仕ハ人ハ

あつハ太刀ハ

服部人ハ

一　服部人ハ進ぜ

時ハ

一　服部人ハ進ぜ

時ハ

一　服部人ハ進ぜ

時

射向ハ具足の左より

[illegible]

武雜記ニ曰ク大将ハ具足ノ右ヨリ入ル人ハ左ヨリ入ル旧記ニ具足ノ左具足ノ右ヨリ入ル人ハ左ヨリ入ル旧記ニ具足ノ左ヨリ入ル人ハ右ヨリ入ル左ヨリ入ル人ハ具足ニ向テ我左右ヨリ入ル也ト云ヘリ主人ノ左右ト云ヘトモ同ジカヘ旧記ニ云ヘルヤウニ主人ノ左右ト云ヘトモ射向トハ具足ノ左ヨリ明ナリ

[illegible]

客人の右廻りすべきこと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　異国人のようすと云事

異国人の見くんと云侍物ていの事　高世異国ものつてきたること

世俗異国人の姿をもまねること

神と仏ばかりは神と仏ばかりはまねをせぬこと

一　異国人の見くんと云侍物ていの事

世俗異国人の姿をもまねること

神と仏ばかりは神と仏ばかりはまねをせぬこと

一　異国人のようすと云事

高世異国ものつてきたること

世俗異国人の姿をもまねること

神と仏ばかりは神と仏ばかりはまねをせぬこと

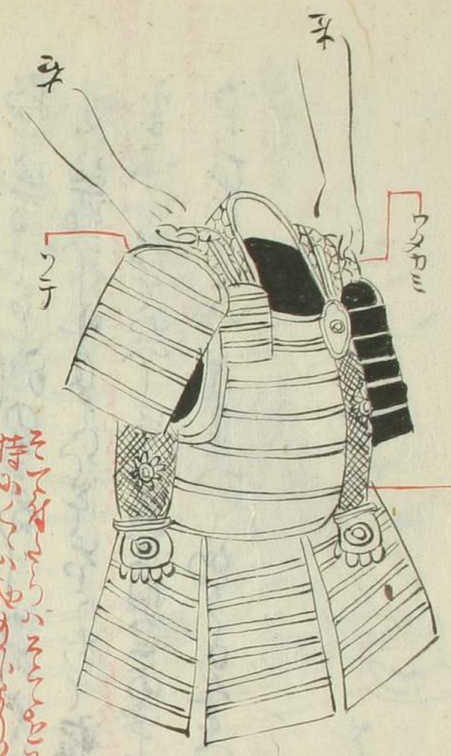

一 腹巻の神祇の事

腹巻の神祇をば人の方へもけさせ申
候ものを腹巻はよろづ人の方へ
もけさせ申候ハ
ば腹巻の神祇ハ

他家より胄と物こゝろある時ハ
對面ハ胄ふと言ハ
使者ハ胄ハ左ハ
初こ使者胄を左のゝ
て左のゝ
ありさうとて
ハつゝ胄ハ
物也

のゝ
ゝ
ゝ

ウラハズ
サヅリノトウ
ユキリ
左
右
モトハズ
左

物射んとする人うちを張る時の事

一 物射んとする人うちを張る時はまづ弦を張る時はまづ弦を張る時は弦音二つ引てくるふるあるとうちを張る時は弦音二つ引てくるふるあるとうちを張る時は弦音二つ引てくるふるあるとうちを

をへてゆのこたちかまへて陽の極かうのうちをすると極あて
たのもしてふきうを持たのもして弦鳴をたてにまくてて
ぬたのもあてふきうの下に人をすれの弦を持てうをたのひき
もちてたのもしてふきうをあ〜たのもふて沈〜ふをすま
のこのもとをあけて梅たのもして弦鳴をたてもの梅ほくを
ひて張ごをたてうくふをたてうとりもあてふを
ををして右ほを得いたあうらもふひをはをたてもをして
梅素演の神をてうのちをうもあてをふををして
ををして水にうをうをたうの物也

一 人の家をてうの張る事

主賓人の所をて常の人の所をてうをうちをすを
水にうをてたうの梅をすを人をの方をけてたうの物也常教

の人の方を我うをうをけてたうの物也又極本物て極はあてを
らの物也たれをあるとは時宜を忘ふを記の弦物て行て法をする
弦をもうをあをををををれをあてふ方角又をを人の方へ
うをうをけの物をををををを

一 うちかけて人を捕る事

一 うちかけて人を捕るまねをする時は右の手にふうちを持ち左の手にてうのとをにぎりて人のさいを捕る

一 ふぐとりのうちとはいのすくとけつらぬきちりてひらりのうちこ

一 四十匁のうちの捕方張り捕る事 拍子五人

一 らけてもぬきとる時は立て人を捕 拍子五人

一 網を大内殿より出る時は右手に縄を左手に縄

一 太刀とり一部の事

一 太刀を右に持ちうちかけ持て出る 拍子五人

うハたてつけをてけとをとをへ

一 太刀を左に持て出る 拍子五人

何れも右のとおりなり

一 張とめらする事

一 張とめらとる事巻て捕よりしらまつかてくらまつかてくらまつかの手乃張捕を

先右に右のとおりにて手ノ人の張捕の時は張捕の右ひとりまたは

〇十人〇〇右のとおりにて

ウラハズノツレワ

〇モトハズ
ワルワ

右

左

十人〇〇右のとおりにて

十人〇〇右のとおりにて

一 刑罪張捕の事

一 右のとおりにて刑罪の刑罪の方にあてる〇て捕て持〇て口

上あらハ刑罪右の服〇〇右のとおりにて右のとおりにつかけさうとおりに

〻ときたの自とあとのけ〻のさきより右へかけて三ツ巴紋を花色
の色あとのけ左の口をうつむけて右へまはして上より右のほうへ
なのてさしら色松葉の時も海と浦のめく〻色アの